

沖縄市アウトソーシング推進に関する指針

沖 縄 市

平成16年11月策定
(平成25年4月改訂)
(令和4年12月改訂)

はじめに

本市では、平成16年の「沖縄市アウトソーシング推進に関する指針」（以下「本指針」という。）の策定以降、多様な事務事業の民間委託や公共施設等の維持管理・運営における指定管理者制度の活用、公立保育所の民営化、市民課窓口業務の外部委託など、様々な分野で積極的にアウトソーシングに取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中、生産年齢人口の減少による労働力不足や依然として厳しい地方財政の状況など、地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、社会保障や子育て支援、教育、社会資本整備、地域経済活性化、自然災害への対応など、多様化し増大する行政需要に的確に対応することが求められています。

このような状況下においても、行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、アウトソーシングの積極的な活用などによる更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を職員が自ら対応すべき分野に集中することが重要となります。

これらのことから、本市においても、行政サービスの安定的な提供やサービス水準の維持・向上、提供コストの節減、人員の適正配置、民間の雇用や事業機会の創出等を図るため、本指針に基づき、アウトソーシングを推進していくこととします。

本指針の改訂は、これまでの取組成果や少子高齢化社会への対応、国の動向及び近年のアウトソーシングに関する法制度の改正内容等を踏まえ、改めてアウトソーシング推進の基本的な考え方を示すとともに、新たな手法や具体的な検討手順などを定め、実効性のある指針として改訂を行うものです。

なお、今後の国の法制度の改正や社会経済情勢の変化等の影響によっては、アウトソーシングの手法等の見直しも必要となることから、本指針も必要に応じて改訂することとします。

目 次

1. アウトソーシング推進に関する指針

- (1) アウトソーシングとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) アウトソーシング推進の効果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) アウトソーシング推進の必要性・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) アウトソーシングの推進体制・・・・・・・・・・・・ 1
- (5) 国の動向等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - PPP/PFI の概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - PPP/PFI のメリットと効果・・・・・・・・・・・・ 3

2. アウトソーシング導入の留意点

- (1) 業務改善を前提としたアウトソーシングの検討・・・・・・・・ 4
- (2) アウトソーシングによるノウハウ喪失の回避・・・・・・・・ 4
- (3) 業務マニュアル整備の必要性・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) アウトソーシングの検討機会・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) アウトソーシングの検討対象とする業務範囲・・・・・・・・ 5
 - 裁量的・判断的業務、行政が直接実施すべき業務の種類・・・・・・・・ 5
 - 証明書交付に関する業務マニュアルの例・・・・・・・・ 6
- (6) アウトソーシングの導入効果の事前検討・・・・・・・・ 7
 - コスト算定例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) アウトソーシングの手法検討・・・・・・・・・・・・ 8
 - アウトソーシングの手法検討フロー・・・・・・・・ 8
- (8) アウトソーシングの導入効果の事後検証（モニタリング）・・・・ 9

資料編

1. アウトソーシングの手法について

(1) 民間委託（個別委託・包括委託・労働者派遣）	10
○労働者派遣事業と委託により行われる事業の違い	11
(2) 包括的民間委託	12
○包括的民間委託の発注イメージ	12
○包括的民間委託の導入前後の施設管理体制の例	12
○性能発注と仕様発注の考え方の例	13
○包括的民間委託の導入前後のコスト構造のイメージ	13
○包括的民間委託に関するマニュアル等	14
○下水道処理場管理における性能発注と仕様発注の比較	15
(3) 指定管理者制度	16
○公の施設の例	16
○指定管理者制度に関する通知	17
(4) 公共施設等運営権制度（コンセッション制度）	18
○公共施設等運営権制度のスキーム	18
○指定管理者制度と公共施設等運営権制度の比較	19
(5) PFI 制度（民間資金等活用事業）	20
○PFI 法の規定における公共施設等	20
○従来型事業と PFI 事業の違い	21
○従来型事業と PFI 事業のコスト構造の比較	21
○PFI 事業のスキーム例	22
○PFI 事業の事業類型	23
○PFI 事業の事業方式	24
○公共施設等の整備等に係る事業方式の比較	26
(6) Park-PFI 制度（公募設置管理制度）	27
○Park-PFI 事業のイメージ	27
○Park-PFI 事業のスキーム	28
○Park-PFI 制度の特例措置	29
(7) 地域団体等との協働	30
(8) 民営化	30

2. 民間委託が可能な窓口業務の範囲等

- 窓口業務を民間委託する場合の業務フローの例・・・・・・・・・・ 31
- 窓口業務に関するガイドライン等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 民間委託が可能な各種窓口業務の範囲等に関する通知等・・・・・・・・ 32
- 民間委託が可能な窓口業務の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

3. 地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定について

- 地方交付税の算定における業務改革の取組等の成果の反映状況・・ 42

1. アウトソーシング推進に関する指針

(1) アウトソーシングとは

アウトソーシング（外部委託）とは、市が直接行ってきた行政サービスの提供を、民間企業やNPO、地域団体等の民間事業者（外部）に委ねることです。

本指針では、民間委託や指定管理者制度、PFI制度など、様々な手法を包括してアウトソーシングと定義しています。

(2) アウトソーシング推進の効果

アウトソーシングにより、民間のノウハウ（経営能力や技術力）を積極的に活用するとともに、行政サービスの分野に競争環境を導入することによって、より効率的、効果的、経済的に行政サービスを提供することや、行政サービスの質向上や業務の効率化に向けた職員の意識啓発にもつながることが期待されます。

また、真に行政として対応しなければならない政策や課題等に重点的に対応するため、企画立案業務や市民への直接的なサービス提供など、行政が担うべき業務に注力できる環境の構築にもつながります。

(3) アウトソーシング推進の必要性

地方公共団体には、人口減少、少子高齢化、公共施設等の老朽化、激甚化・頻発化する自然災害などの喫緊の課題への対応が求められています。

その一方で、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、労働力の絶対量の不足、社会保障関係費の増加、税収等の減少などが懸念されています。

このような労働力と財政的な制約のもと、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、市民の生活に必要な行政サービスを安定的、継続的に提供していくためには、民間の雇用や事業機会の創出、行政サービス水準の維持向上や提供コストの節減を図るため、アウトソーシングを推進することが必要とされています。

(4) アウトソーシングの推進体制

本指針は、本市におけるアウトソーシング推進の取組を示すもので、各事業の担当部署においては、アウトソーシング可能な対象業務の洗い出し等の検討を行い、アウトソーシングを全庁的に推進するものとします。

(5) 国の動向等

国においても、行政サービスの提供に民間活力の活用を図るため、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入や、PFI法の制定・改正によるPFI制度・公共施設等運営権制度（コンセッション制度）の導入、都市公園法の改正によるPark-PFI制度（公募設置管理制度）の導入などの法整備を行っています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、「PPP/PFIの推進等」として、民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向ける仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充するとされました。また、上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開するとされました。

さらに、「地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革」として、窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化するとされました。また、地方自治体の改革意欲を損ねないようにしつつ、民間委託等の業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び地方交付税の基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映することとされました。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」では、公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れるとし、「公共サービスにおける民間活用」として、あらゆる分野において民間資金・ノウハウを積極活用し、コンセッションなど多様なPPP/PFIを推進することとされました。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、「経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築」として、経済あつての財政との考え方の下、包括的な民間活用による公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていくとされました。

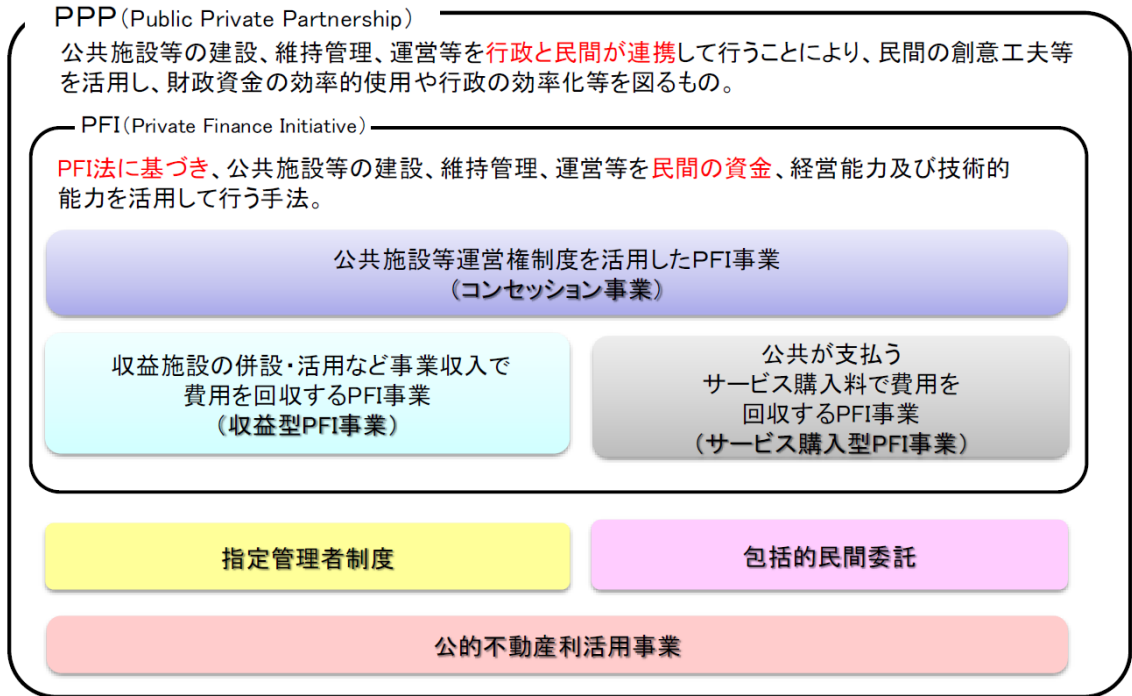
「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、「PPP/PFIの活用等による官民連携の推進」として、今後5年間でPPP/PFIが自律的に展開される基盤の形成に向けた「重点実行期間」とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促すとされています。

※PPP：Public Private Partnershipの略。官民連携事業。

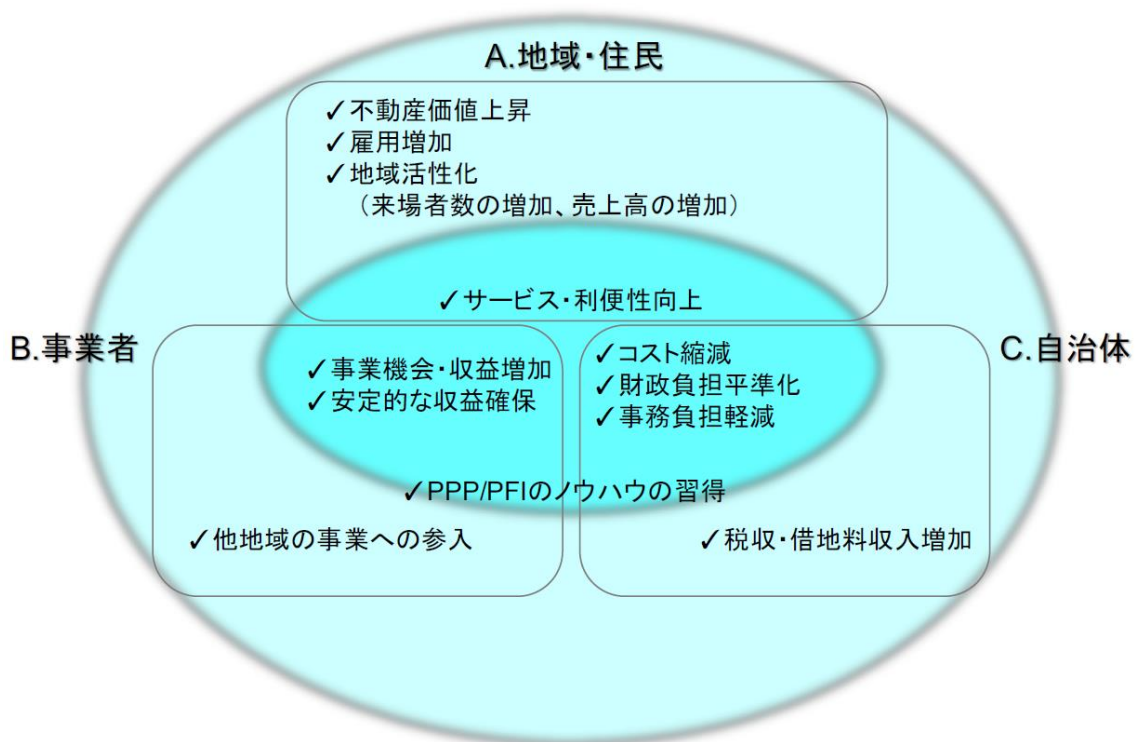
※PFI：Public Finance Initiativeの略。民間資金等活用事業。

※PFI法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

○PPP/PFI の概念



○PPP/PFI のメリットと効果



(出典) 国土交通省「PPP/PFI の推進について」

2. アウトソーシング導入の留意点

(1) 業務改善を前提としたアウトソーシングの検討

市が自ら行っていた業務をアウトソーシングする場合、既存業務の見直しを行わないまま、従来の業務プロセスを前提としてアウトソーシングを行うと、業務の標準化、単純化が図られていないことなどにより、処理手続が複雑化し、民間事業者のノウハウが十分に発揮されなくなるなど、効率化やサービスの質向上といった効果が発揮されないことがあります。

アウトソーシングの検討は、業務効率化のひとつの契機でもあることから、横断的に既存業務の標準化やコスト分析などを行い、業務プロセスを積極的に見直していく必要があります。

(2) アウトソーシングによるノウハウ喪失の回避

アウトソーシングした業務についての知識やノウハウ、実施体制を失ってしまうことで、受託事業者を適切に監督できない状態が生じないよう、業務プロセスや実施上の留意点などの定型的事項についてはマニュアル化し、アウトソーシングをした後でも、職員が管理監督能力を保持できるよう努める必要があります。

(3) 業務マニュアル整備の必要性

日常的な業務を職員が適切に遂行できるように標準化、単純化するなど総合的に見直した上で、組織的に業務マニュアルを整備する必要があります。

新規採用職員や人事異動による新規配置職員が速やかに業務のノウハウを習得し、行政サービスを効率的に提供していくためには、業務マニュアルの整備は必須と言えます。

業務マニュアルの内容としては、業務の目的、法的根拠、対象者、目標（目指す成果）などの業務の概要や、基本的なフロー、業務プロセス、実施上の留意点、使用する様式類などが分かるレベルから整備していくことが考えられます。

業務マニュアルの作成にあたっては、一時的に発生する負担感はあるものの、事務事業には法定受託事務や定型的な業務も多く、マニュアル化が可能な部分も多いと考えられ、業務マニュアルを整備することで、業務の効率化やミスの未然防止、人事異動の際の引継ぎにも活用できるなど、その効果が期待されます。

(4) アウトソーシングの検討機会

各事業の担当部署においては、各種事業計画の策定、予算編成、人員要望、組織改正要望などあらゆる機会に、所管する事務事業のアウトソーシングの要否・可否を検討することとします。

(5) アウトソーシングの検討対象とする業務範囲

アウトソーシングの検討対象は、本市で実施するすべての事務事業とします。
ただし、次のような、裁量的・判断的要素を含む行政の意思決定に関する業務や、法令等の規定により行政が直接実施すべき業務は除き、これらの業務に附随して行われる情報の収集、調査、事前準備などといった補助的業務については、細分化してアウトソーシングの導入を検討することとします。

○裁量的・判断的業務、行政が直接実施すべき業務の類型

① 公の意思の形成に深く関わる業務

政策・施策の企画立案や総合調整
予算編成
人材・組織マネジメント
条例や予算等の議案提出
補助金交付先の決定
財産の取得・使用・処分に対する最終的な権利行使 など

② 市民の権利義務に深く関わる業務

税・保険料の賦課、徴収、督促、立入調査、差押え、公売などの強制処分
申請・請求・申出・届出に対する内容の審査、交付・不交付の決定
住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等の原簿・台帳の管理

③ 個人情報保護、秘密の保持、公平性・公正性の確保、安定性・継続性の確保及び公的な支援や関与が必要不可欠な業務

一般的に、「定型的・専門的業務」については、アウトソーシングに適しているとされる一方、「裁量的・判断的業務」については、法令上アウトソーシングが可能であってもアウトソーシングに適さないものと考えられます。

また、「窓口業務」には、法律に基づく判断行為、原簿・台帳の管理などの「行政が直接実施すべき業務」と、事実上の行為又は補助的業務などの「民間委託が可能な業務」が含まれているため、法令等に照らし合わせてアウトソーシングの業務範囲を検討する必要があります。民間委託が可能な窓口業務の範囲等については、資料編2（31ページ）に資料を掲載しています。

なお、「裁量的・判断的業務」や「職員が実施すべき業務」であっても、業務の標準化、単純化や業務マニュアルの整備を行うことで、AIやRPA等の業務の自動化処理を導入しやすい環境構築につながり、ICTの活用による業務の効率化が期待できます。

※AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。

※RPA：Robotic Process Automation の略。ソフトウェアによるマウスやキーボード操作の自動化。

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

○証明書交付に関する業務マニュアルの例

1係001 証明交付.jp

業務名	証明交付	所属	戸籍住民課	更新日	2018/7/2
業務名2		担当	市民第一係		

業務フロー

作業手順書

7. 申請書の記入漏れ等を確認する。
 ・ 確認内容は、申請内容、必要書類、申請資格
 ・ 確認内容のマニュアルは、シンプルな申請については作成していない。
 ・ 申請者が申請すべき証明書の種類や数を特定できない場合は難易度が高くなり、正職員の確認が入ることもある。
 ※申請書を読み上げながら確認する

8. 必要な添付書類が揃っているか確認する。
 ・ 印鑑登録証や委任状
 ・ 申請内容、申請者の属性によって必要書類は異なる。

9. 呼出まで待合で待機する旨を伝え、番号札の半券を渡す。
 ・ もう片方の番号札の半券はクリアファイルに入れる。
 ・ 申請書もクリアファイルに入れて、ファイルを出力側へ渡す。
 ※交付窓口を手で示しながら、「となりの3番窓口から〇〇番で呼びますのでお待ちください。」

10.

11. 受付から申請書及び添付書類を受け取る。
 ・ 受付で申請内容が明確になったものだけが回付される。
 ※クリアファイルは下から1件ずつ取り出す

12. システムを参照し、申請内容や要件等を確認する。
 ・ クリアファイルから申請書を抜き出し、同居所別世帯や印鑑登録証の有効無効など、システムでしか確認できないことを確認する。

13. システムから交付物を出力する。
 ・ 端末が3台あるので、最大3人が同時に処理できる。
 ・ No.11～13の手続きは一人の職員が実施する。
 ・ 交付物・申請書をクリアファイルへ戻す。

14. 出力から申請書、添付書類及び交付物を受け取る。

(出典) 総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化等研究会報告書」

(6) アウトソーシングの導入効果の事前検討

アウトソーシングを検討するにあたっては、直営実施の場合とアウトソーシングの場合で、それぞれのメリットとデメリットを様々な角度から比較検討し、どのような導入効果があるのかを整理する必要があります。

導入効果の事前検討にあたっては、現状の課題対応だけではなく、サービス水準、提供コスト、安全性、効率化、適正化などの効果にも着目することが重要になります。

なお、コスト節減を優先するあまり、サービス水準の低下や安全性の確保に支障が生じないように留意するとともに、アウトソーシングの導入効果を総合的に評価する必要があります。

また、コストについては、総費用、初期費用（イニシャルコスト）、ランニングコストの各視点から検討する必要があります。

○コスト算定例

【直営実施のコスト】＝

「職員人件費（再任用職員・会計年度任用職員含む）」＋「その他の事業費」

【アウトソーシングのコスト】＝

「アウトソーシングの委託費」＋「その他の事業費」

※「その他の事業費」には、事業実施に必要な需用費、役務費、委託料等を計上。

※「職員人件費」には、基本給のほか、各種手当や共済組合負担金、社会保険料、職員の業務管理に係る管理職の人件費等を加算。

※アウトソーシングに移行するために要する経費がある場合は、アウトソーシングの初期費用として算定。

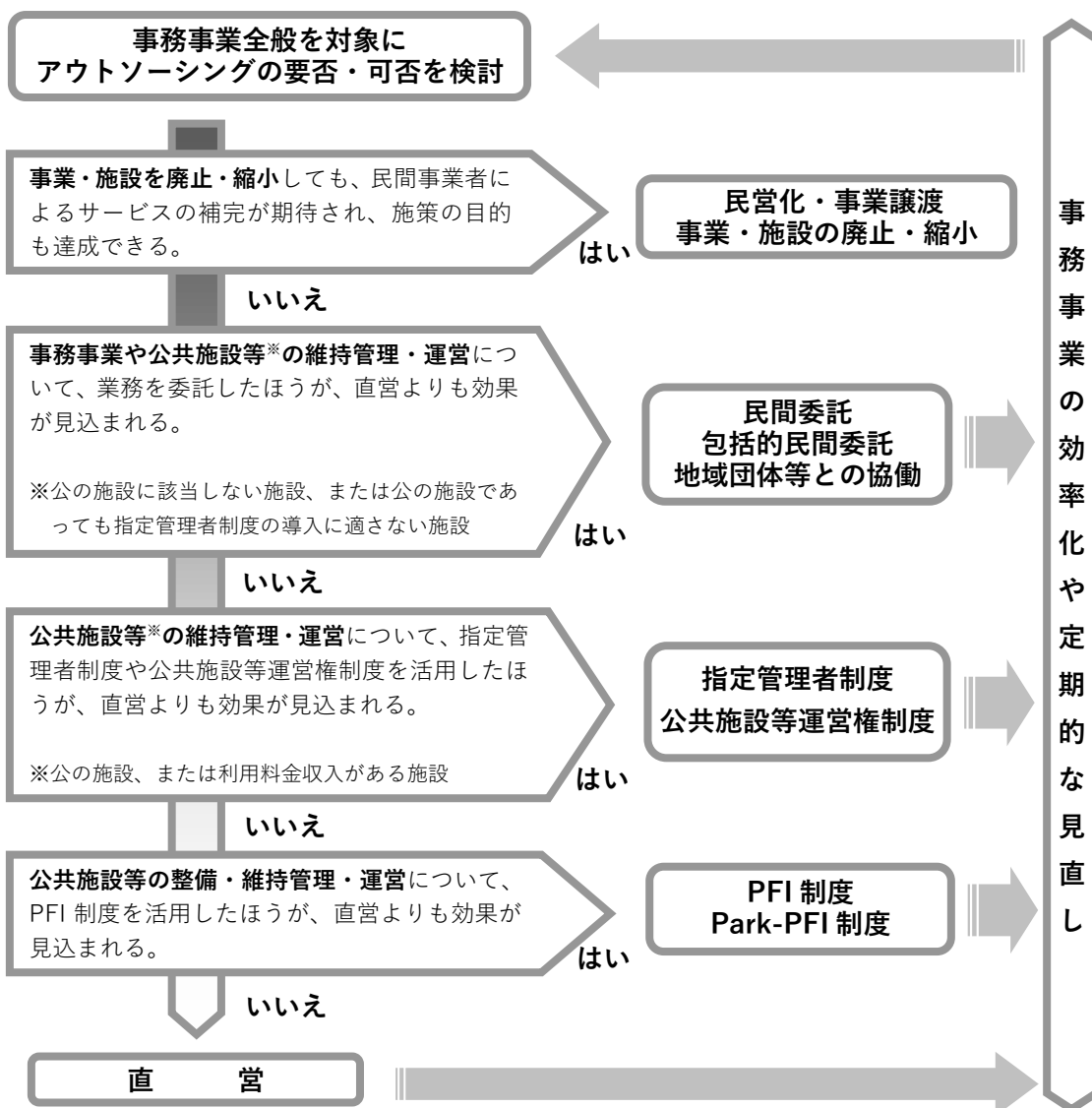
(7) アウトソーシングの手法検討

(1)～(6)を踏まえ、アウトソーシングの検討対象とする業務を洗い出した後は、それぞれの業務に適したアウトソーシングの手法を検討します。

手法の検討にあたっては、下記の手法検討フローを参考に、他団体の事例研究や民間事業者へのヒアリング、導入可能性調査等を行ったうえで、最適な手法を決定します。

各手法の概要については、資料編1（10ページ以降）に掲載しています。

○アウトソーシングの手法検討フロー



(8) アウトソーシングの導入効果の事後検証（モニタリング）

アウトソーシングの導入後は、直営実施の場合と比較してどのような導入効果があったのかを、定期的に分析・検証する必要があります。分析・検証の対象には、以前から継続してアウトソーシングを行っている事務事業も含めます。

導入効果の分析・検証にあたっては、契約書や仕様書等により業務内容を把握しつつ、受託事業者からの定期的な事業報告書やアンケート調査等により、事業の成果や利用者数、苦情や事故の対応件数等を確認し、モニタリングを行います。

また、事業収支報告書等の財務関係資料により、受託事業者の経営状況、サービス提供の安定性・継続性の把握に努めます。

必要に応じて、サービス提供現場への実地調査により、清掃状況や衛生面、従業員の接客態度を確認したり、受託事業者に対するヒアリングやサービス利用者の満足度調査を実施することも有効です。

事業完了後は、アウトソーシングの導入前後における行政需要の変化や、物価・賃金上昇や消費増税等によるコストの変化、現状の課題等を洗い出し、アウトソーシングによる効果が発揮されたのか、また、アウトソーシングの更なる拡充が望ましいのか、契約内容の見直しにより行政サービスの向上を図る余地があるのかなどについて、分析・検証をします。

資料編

1. アウトソーシングの手法について

本指針において、検討対象としているアウトソーシング手法の概要は次のとおりです。

(1) 民間委託（個別委託・包括委託・労働者派遣）

民間委託とは、私法上の請負契約や準委任契約であり、市に指揮命令権を留保したまま、その業務の処理を契約に基づいて民間事業者に委託することです。

一般的に、委託対象とされる業務には、特殊な技術や設備、高度な専門知識等を必要とする事務事業、調査、研究などの専門的業務や、いわゆる事実行為とされる清掃、警備、保守管理、植栽管理などの定型的業務などがあります。

業務ごとに単年度契約・分離発注・仕様発注により個別に委託することを「個別委託」といい、複数の業務・施設・事業を複数年契約・一括発注・性能発注により包括して委託することを「包括委託」といいます。

「請負契約」とは、民法第 632 条の規定に基づくもので、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する契約のことです。

「準委任契約」とは、民法第 656 条の規定に基づくもので、法律行為でない事務を委託する契約のことです。

「仕様発注」とは、発注者が業務の具体的な仕様・条件を細かく規定する発注方式のことです。

民間委託の進んでいない分野については、先行的に取組を行っている団体の状況や民間の受託提案などを参考にしつつ、共通または類似する業務の集約化や、他団体との事務の共同実施などスケールメリットが生じるよう事務の総量を確保するなどの工夫を行い、委託の可能性について検証します。

また、臨機応変な指示が必要な業務であっても、仕様書の詳細化や、指示が必要な業務と定型的業務を切り分けるなどの工夫を行うことにより、委託の可能性を検証します。

なお、民間企業等のノウハウや知見、技術力を十分に発揮させるには、契約書、

仕様書が民間の意向を組み込んだものになっているかどうか検証することが重要になります。

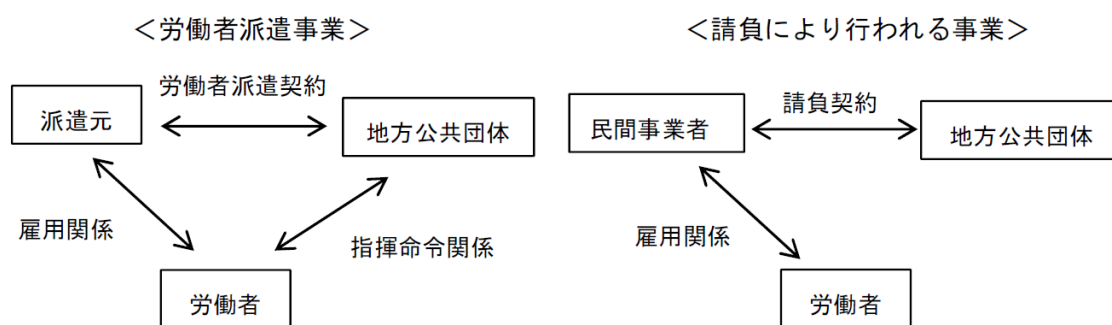
当指針の民間委託には、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）に基づく労働者派遣契約も含むものとします。

「労働者派遣契約」とは、労働者派遣法の規定に基づくもので、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させる契約のことです。

労働者派遣は、請負契約とするほどの業務のまとまりがない場合や、定型的業務ではあるものの、当該業務に関するノウハウを持つ民間委託先がない場合などにおいて、活用されるものと考えられます。

労働者派遣と委託（請負契約・準委任契約）の違いについては、労働者派遣は派遣先（市）が派遣労働者を直接指揮命令し、労働に従事させるものであるのに対し、委託はある業務の執行・完成を約することを契約するものの、当該業務に従事する労働者を発注者（市）の指揮命令下におくことはない、という違いがあります。

○労働者派遣事業と委託（請負契約・準委任契約）により行われる事業の違い



（出典）内閣府「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」

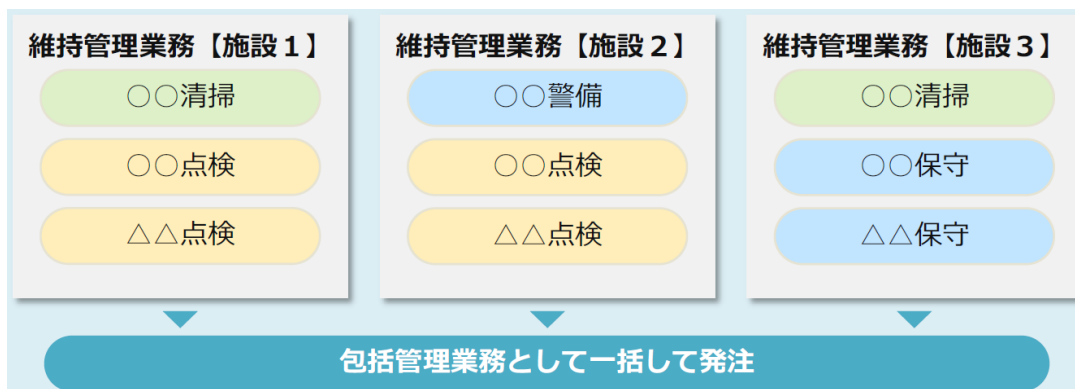
(2) 包括的民間委託

包括的民間委託とは、公共施設等の保守点検、警備、清掃、補修等の維持管理業務について、複数の業務や施設を包括して複数年契約・一括発注・性能発注により民間事業者へ委託することです。

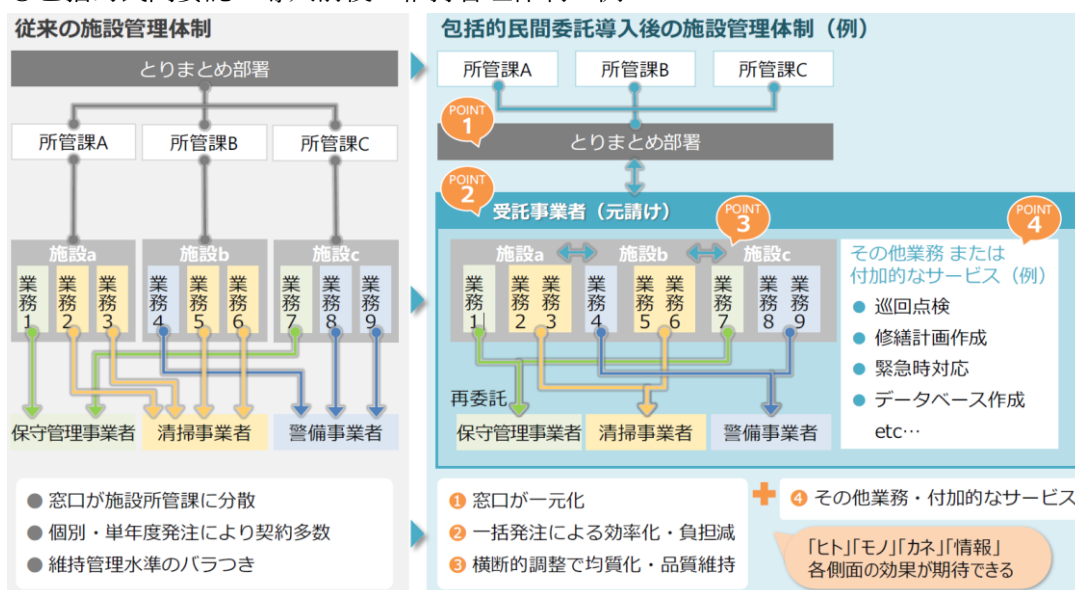
民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に施設の維持管理ができるだけでなく、複数の業務や施設を包括して委託することで、従来の個別発注の業務仕様には含まれなかった付加的なサービスを業務に追加したり、受託事業者からの提案として業務に追加されることも期待できます。

「付加的なサービス」としては、複数施設にまたがる「巡回点検」「修繕計画の作成」「緊急時対応」「維持管理情報等のデータベース作成」などが挙げられます。

○包括的民間委託の発注イメージ



○包括的民間委託の導入前後の維持管理体制の例



(出典) 文部科学省「文教施設分野における包括的民間委託導入に向けた手引き」

「複数年契約」には、発注者にとっては委託事務量の軽減等のメリットが、民間事業者にとっては業務ノウハウ構築のインセンティブ、安定的な業務の遂行等のメリットがあるとされています。

「性能発注」とは、業務の性能（アウトプット）に着目して民間事業者が果たすべき義務（業務要求水準）を規定して発注する方式のことです。発注者は業務の具体的な仕様・条件を細かく規定せず、性能を達成する方法も指定しないため、民間事業者の裁量と創意工夫の余地が大きくなります。

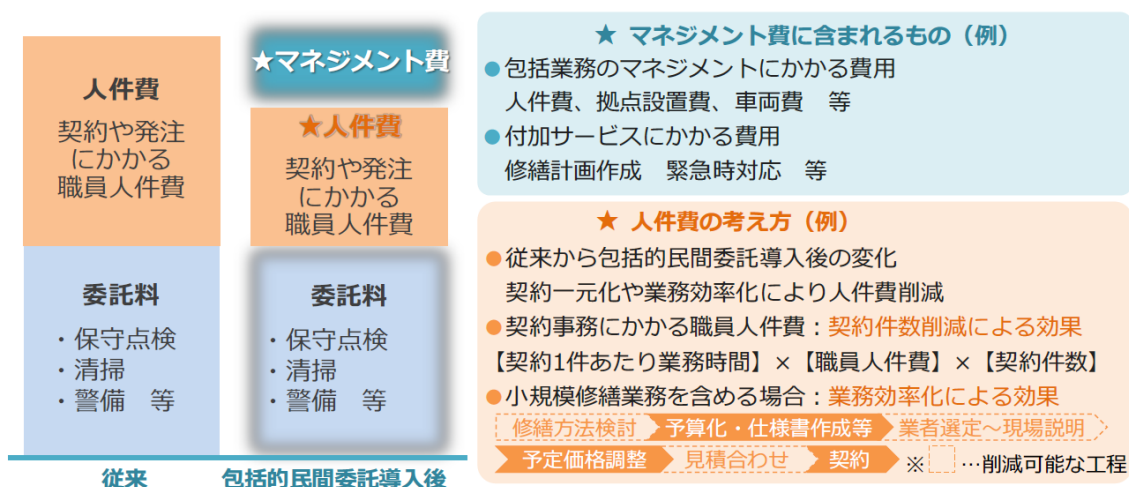
○性能発注と仕様発注の考え方の例

区 分	性能発注	仕様発注
施設の設備整備	部屋の明るさや温度などを数値で規定	設置する照明器具や冷暖房器具を規定
施設の運営	施設利用者数の目標人数を規定	施設の運営方法や開催イベントの内容などを規定

包括的民間委託では、従来の委託業務に含まれない維持管理業務全体の管理や、付加サービスの提供などのマネジメント費を見込むことが必要となります。

従来の個別発注による委託とのコスト比較では、入札等によりすでに効率化が最大限図られている場合には、維持管理の直接コストに差はなく、コスト削減の余地は限定的であるものの、契約事務が一本化されることなどにより、人件費が削減されることも考えられます。

○包括的民間委託の導入前後のコスト構造のイメージ



（出典）文部科学省「文教施設分野における包括的民間委託導入に向けた手引き」

包括的民間委託に関する法令上の個別規定は存在しないものの、下水道分野での導入事例をはじめとして、道路や公園、公営住宅、文教施設など幅広い分野で広がりを見せています。

各分野の包括的民間委託については、次のような国の通知やマニュアル、事例集等が示されています。

○包括的民間委託に関するマニュアル等

事業分野【担当省庁等】 / マニュアル等名称
道路・公園・下水道・河川・港湾・空港【国土交通省】
「公共施設管理における包括的民間委託の導入事例集」平成26年7月
文教施設【文部科学省】
「文教施設分野における包括的民間委託導入に向けた手引き」令和4年3月
下水道【国土交通省】
「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書」平成24年4月
「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書」平成21年3月
「下水処理場等における包括的民間委託の事例について」平成21年3月30日 国都下管第9号
「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」平成16年3月30日 国都下管第10号
「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」平成13年4月
下水道【日本下水道協会】
「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」令和元年6月
「包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）」平成20年6月
「包括的民間委託導入マニュアル（案）」平成15年12月

性能発注と仕様発注の違いについては、下水道分野の国のガイドラインで次のとおり整理されています。

○下水道処理場管理における性能発注と仕様発注の比較

区 分	性能発注による民間委託	仕様発注による民間委託
1 民間企業の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転主体者 ・ 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れ、基準値以下まで処理して放流するための一連の業務を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の補助者 ・ 施設の運転方法等、仕様書に記載された内容を満足するための役務の提供
2 委託業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的委託 ・ 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務、物品管理業務（消耗品、燃料、薬剤等の受発注を含む）等を一括して受託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限定的委託 ・ 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務等については、業務仕様が規定されている上、燃料、薬剤等については支給される場合が多い
3 契約年数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度
4 委託業務遂行における自由度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな自由度 ・ 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限定的 ・ 監査への対応等のため、日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領 終末処理場・ポンプ場施設編」（以下、「積算要領」という。）に定めた人員の確保を求められることもある
5 責任分担（契約に基づくもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確に規定 ・ 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れた場合、責任を持って基準値以下まで下水を処理する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書上は明確な規定少なし（「甲乙協議」等で代替） ・ 仕様書に記載された役務の提供を行っている限り、処理水が基準値を上回っていても、責任は地方公共団体にある
6 維持管理効率化に向けたインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすい ・ 民間企業の創意工夫が民間企業にとってのメリットにもつながることから維持管理業務の効率化が期待される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きにくい ・ 民間企業の創意工夫を反映できる余地が少なく、維持管理業務の効率化は期待しにくい

（出典）国土交通省「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」から作成

(3) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づくもので、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

指定管理者として指定した民間事業者に対し、条例に定めるところにより、公の施設の料金の設定及び直接収受、施設の使用許可の公権力行使を委ね、当該公の施設の管理を行わせることができます。

指定管理者制度の導入等にあたっては、「沖縄市指定管理者制度に係る運用指針」によるものとします。

「公の施設」とは、地方自治法第 244 条の規定に基づくもので、住民の福祉を増進する目的をもって地方公共団体が条例に基づき設ける施設で、当該地方公共団体の住民の利用に供するためのものとされています。

よって、競輪場や競馬場のような収益事業のための施設、留置場のような社会秩序を維持するための施設、庁舎や試験研究所のような住民の利用に供することを目的としない施設は、公の施設ではないとされています。

公の施設の例としては、次のような施設があります。

○公の施設の例

レクリエーション・スポーツ施設	体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場、学校施設（照明管理、一部開放等）等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場等
文教施設	図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所（青少年の家を含む）等
社会福祉施設	病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等

(出典) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」から作成

地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法は、一般法と特別法の関係にあり、指定管理者に委ねることができる業務の範囲等については、個別法を所管する関係省庁の見解が次のような通知により示されています。

○指定管理者制度に関する通知

対象施設【担当省庁】 / 通知名称
全般【総務省】 「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」 平成 15 年 7 月 17 日 総行行第 87 号 「平成 20 年度地方財政の運営について」平成 20 年 6 月 6 日 総財財第 33 号 「指定管理者制度の運用について」平成 22 年 12 月 28 日 総行経第 38 号 「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について」平成 29 年 4 月 25 日 総行経第 25 号
社会福祉施設【厚生労働省】 「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」 平成 15 年 8 月 29 日 雇児総発第 0829001 号、社援保発第 0829001 号、 障企発第 0829002 号、老計発第 0829002 号
都市公園【国土交通省】 「指定管理者制度による都市公園の管理について」 平成 15 年 9 月 2 日 国都公緑第 76 号
道路【国土交通省】 「指定管理者制度による道路の管理について」 平成 16 年 3 月 31 日 国道政第 92 号、国道国防第 433 号、国道地調第 9 号
下水道【国土交通省】 「指定管理者制度による下水道の管理について」 平成 16 年 3 月 30 日 国都下企第 71 号
公営住宅【国土交通省】 「公営住宅の管理と指定管理者制度について」平成 16 年 3 月 31 日 国住総第 193 号
独自住宅【総務省】 「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について」平成 30 年 3 月 30 日 総行経第 116 号
河川【国土交通省】 「指定管理者制度による河川の管理について」 平成 16 年 3 月 26 日 国河政第 115 号、国河環第 135 号、国河沼第 232 号
港湾施設【国土交通省】 「指定管理者制度による港湾施設の管理について」平成 16 年 3 月 29 日 国港管第 1406 号

(4) 公共施設等運営権制度（コンセッション制度）

公共施設等運営権制度とは、PFI法の規定に基づくもので、利用料金を徴収する収益性のある公共施設等の運営権を一定期間、民間事業者を設定し、公共施設等の運営等を行ってもらう制度です。

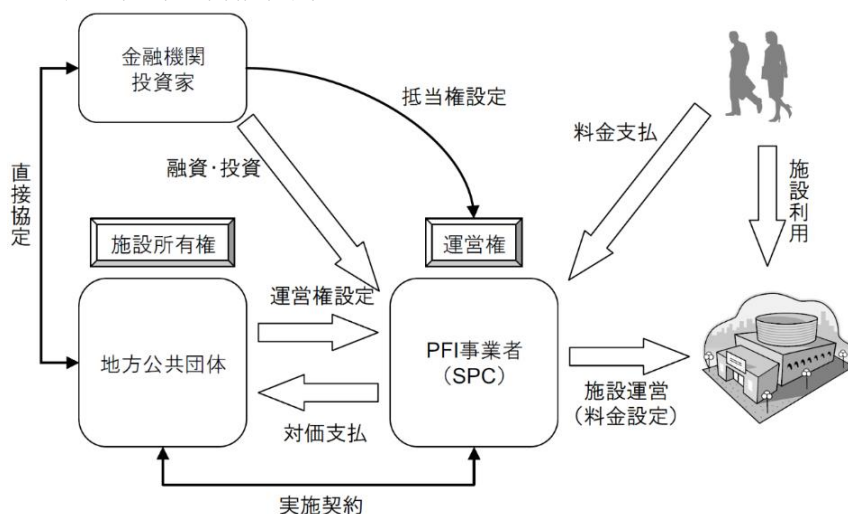
民間事業者が公共施設等の運営権を設定することで、利用料金の決定等を含めた自由度の高い施設運営を可能とすることにより、民間事業者の創意工夫やノウハウにより、施設運営を効率化し、顧客ニーズを踏まえたサービス向上の実現が生かされ、既存インフラの価値が高まり、施設の利用促進が図られることが期待されます。

地方公共団体は、運営権の対価として、公共施設等の建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるとされています。また、運営権は法定みなし物権とされ、民間事業者は、金融機関等からの資金調達にあたり抵当権が設定できるため、資金調達が円滑になることが期待されます。

PFI制度における「公共施設等の運営等」とは、PFI法の規定による公共施設等の運営、維持管理、これらに関する企画で、施設利用者に対するサービスの提供も含むものとされています。

なお、PFI法に基づく運営権の設定や実施契約だけでは、施設の使用許可などの公権力行使に係る業務を委ねることはできないため、運営権を設定した民間事業者を別途指定管理者として指定する例もあります。

○公共施設等運営権制度のスキーム



(出典) 総務省「地方公共団体における公共施設等運営権制度導入手続調査研究報告書」

○指定管理者制度と公共施設等運営権制度の比較

区 分	指定管理者制度	公共施設等運営権制度
1 法的根拠	・ 地方自治法	・ PFI 法
2 法的性質	・ 行政処分(指定管理者の指定)	・ 行政処分(運営権の設定) ・ 運営権は物件とみなす
3 条例の制定	・ 必要	・ 必要
4 協定・契約等	・ 基本協定、実施協定	・ 実施契約の締結
5 地位の移転	・ 不可(新規指定と指定取り消しのみ)	・ 公共施設等の管理者等の許可事項(議会の事前承認必要) ・ 条例に特別の定めがある場合は議会の承認不要
6 施設の所有権	・ 地方公共団体(所有権でなくとも、地方公共団体が賃貸借権等の権原を有していればよい)	・ 地方公共団体
7 応募資格	・ 法人その他団体(法人格であることを問わない)	・ 法人であることと等
8 選定手続	・ 指定手続等に係る条例制定 ・ 指定に係る議会承認	・ 実施方針に関する条例制定 ・ 運営権設定に係る議会議決
9 業務の範囲	・ 事実行為、定型的業務 ・ 使用料等の徴収 ・ ソフト面の企画 ・ 使用許可の権限	・ 事実行為、定型的業務 ・ 使用料等の徴収 ・ ソフト面の企画 ・ 増改築の実施
10 料金の収受	・ 指定管理者の収入とすることができる	・ 運営権者の収入とする
11 料金の設定	・ 利用料金制を採用する場合、指定管理者が設定、地方公共団体の承認	・ 運営権者が設定、公共施設等の管理者等に届出
12 受託事業者からの費用等の徴収	・ 利益の一部を地方公共団体に納付する例あり	・ 可能(運営権の対価として)
13 抵当権の設定	・ 想定していない	・ 可能
14 補償	・ 想定していない	・ 法に規定あり

(出典) 総務省「地方公共団体における公共施設等運営権制度導入手続調査研究報告書」から作成

(5) PFI 制度 (Private Finance Initiative、民間資金等活用事業)

PFI 制度とは、PFI 法の規定に基づくもので、公共施設等の整備等について、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から建設、維持管理、運営までを長期契約・一括発注・性能発注により委ね、資金調達も自ら行ってもらう制度のことです。

地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービス提供が行われることが期待されます。

PFI 制度における「公共施設等の整備等」とは、PFI 法の規定による公共施設等の建設、製造、改修、維持管理、運営、これらに関する企画で、施設利用者に対するサービスの提供も含むものとされています。

民間事業者に委ねることのできる施設の維持管理・運営の業務範囲については、従来型の民間委託で可能とされる範囲と同等とされています。

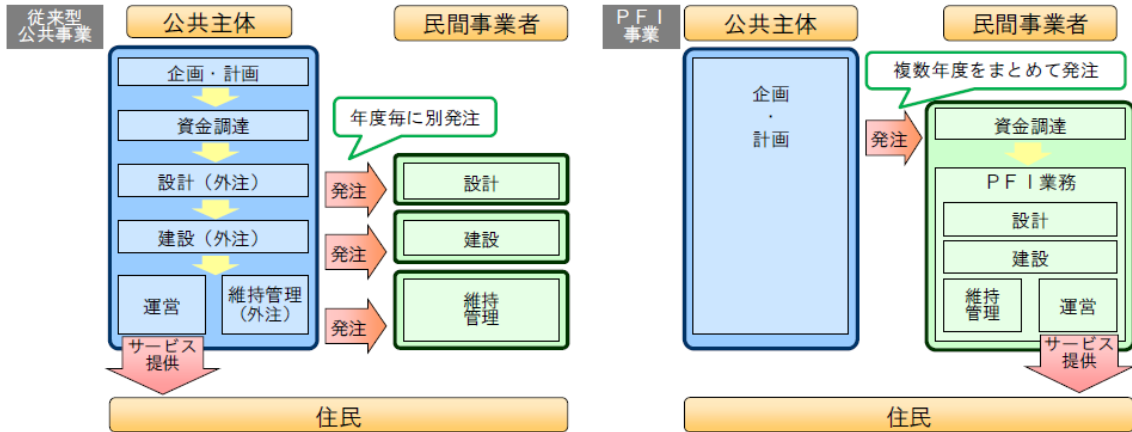
なお、PFI 法に基づく事業契約だけでは、公の施設の利用料金の直接収受や、施設の使用許可などの公権力行使に係る業務を委ねることはできないため、選定された民間事業者を別途指定管理者として指定する例もあります。

PFI 制度における「公共施設等」とは、PFI 法の規定による施設(設備を含む)であり、次のような施設があります。

○PFI 法の規定における公共施設等

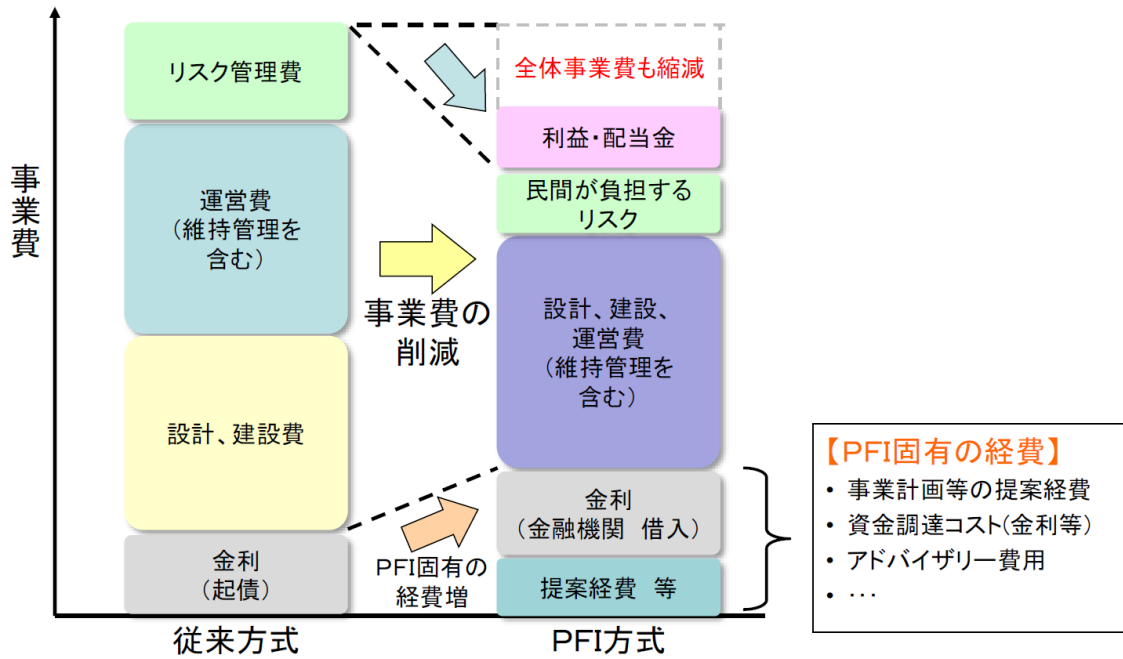
公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舍等
公益的施設	賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設
	船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)
	上記施設に準ずる施設として政令で定めるもの

○従来型事業と PFI 事業の違い



(出典) 内閣府「PPP/PFI の概要」

○従来型事業と PFI 事業のコスト構造の比較



(出典) 国土交通省「PPP/PFI の推進について」

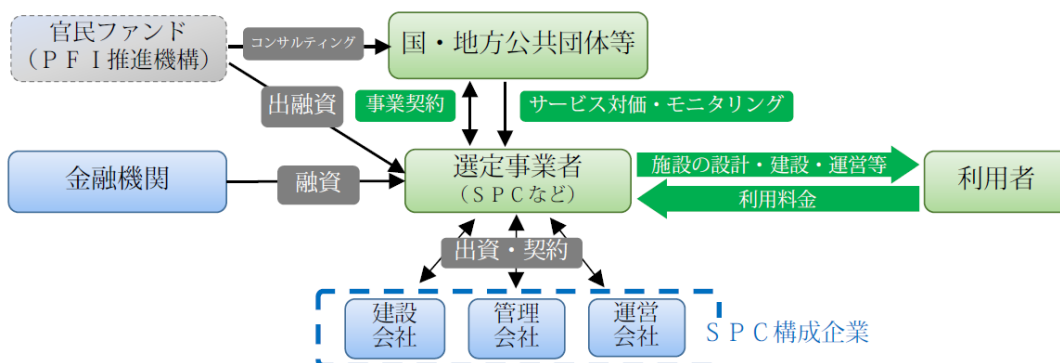
一般的に、PFI 事業では、公共施設等の設計から建設、維持管理、運営までを単独かつ一括で請け負う事業者が存在しないことが多いため、複数の企業がコンソーシアム（共同企業体）を組成し、公募提案に共同応札します。

落札後は、コンソーシアムの共同出資により法人格のある SPC（Special Purpose Company、特別目的会社）を設立し、SPC が地方公共団体と事業契約を締結し、PFI 事業を実施します。

SPC は、事業の収益力を担保に融資を受けるプロジェクト・ファイナンスという方法で、建設資金等の一部を金融機関から借り入れて事業を行います。

地方公共団体は、建設資金、維持管理费用等を SPC が提供するサービスの対価として SPC に支払います。また、モニタリングにより SPC の事業の進捗状況等を監視し、事業の内容を確認していくことになります。

○PFI 事業のスキーム例



(出典) 内閣府「PPP/PFI の概要」

地域企業の振興に関する観点から、PFI 事業の実施にあたっては「全国的な大手企業のみが実施できるものであり、地域の企業では対応できないのではないか」「地域企業の受注機会を損なうこととなるのではないか」などの懸念があらることがあります。

これらの懸念解消のため、地域企業の参画を促した PFI 事業の例として、入札参加資格要件に「コンソーシアムの代表企業や構成企業に市内企業を含むこと」「市内企業に一定金額以上の下請け業務を出すこと」などを加えた事例や、落札者決定基準に「市内企業が構成企業である場合に加点」「地域経済への貢献について具体的に示されている場合に加点」などを加えた事例があります。

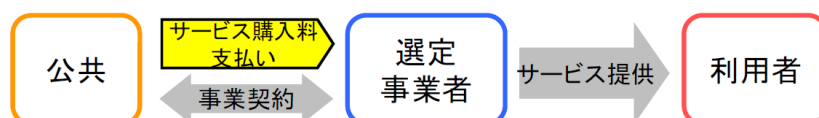
PFI 事業の類型には、公共施設等の整備費・維持管理費・運営費などの事業費の回収方法に着目した「事業類型」と、公共施設等の建設期間中・運営期間中・事業終了後の所有権の所在に着目した「事業方式」とがあります。

○PFI 事業の事業類型

「事業類型」には、地方公共団体が民間事業者に支払うサービス購入料によって事業費を賄う「サービス購入型」、民間事業者が施設利用者から徴収する利用料金収入によって事業費を賄う「独立採算型」、その両方を合わせた「混合型」のような事業類型があります。

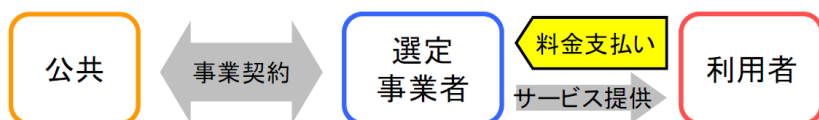
① サービス購入型（延べ払い型）

民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建設し、施設の維持管理・運営・企画・利用者へのサービス提供を行い、地方公共団体がその対価として支払うサービス購入料によりコストを回収する事業類型です。



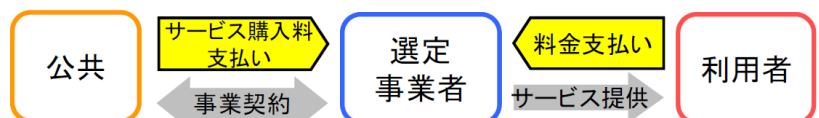
② 独立採算型

民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建設し、施設の維持管理・運営・企画・利用者へのサービス提供を行い、施設利用者からの利用料金収入等によりコストを回収する事業類型です。



③ 混合型

民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建設し、施設の維持管理・運営・企画・利用者へのサービス提供を行い、地方公共団体からのサービス購入料と施設利用者からの利用料金収入等によりコストを回収する事業類型です。



(出典) 国土交通省「国土交通省の PPP/PFI への取組みと案件形成の推進」

○PFI 事業の事業方式

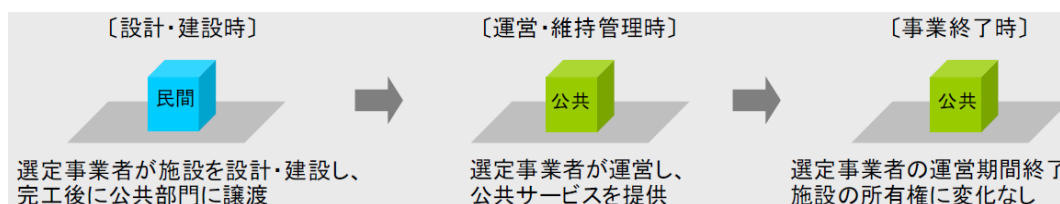
「事業方式」には、B=Build (建設)、T=Transfer (所有権の移転)、O=Operate (運営)、O=Own (所有)、R=Rehabilitate (改修) の頭文字をとった「BTO 方式」「BOT 方式」「BOO 方式」「RO 方式」などの事業方式があります。

① BTO 方式 (Build Transfer Operate)

民間事業者が公共施設等を設計・建設 (Build) し、施設完成直後に地方公共団体に施設の所有権を移転 (Transfer) し、民間事業者が施設の維持管理・運営等 (Operate) を行う事業方式のことです。

サービス購入型の PFI 事業等で広く採用されており、採用されている施設の種類の多岐にわたります。

業務範囲に設計・建設、維持管理・運営等を含め、対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的です。



② BOT 方式 (Build Operate Transfer)

民間事業者が公共施設等を設計・建設 (Build) し、維持管理・運営等 (Operate) を行い、事業終了後に地方公共団体に施設の所有権を移転 (Transfer) する事業方式のことです。

民間事業者が利用料金収入を直接収受するなど民間事業者の裁量の余地が広い PFI 事業等で採用されており、民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広がっています。

業務範囲に設計・建設、維持管理・運営等を含め、対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的です。



(出典) 国土交通省「国土交通省の PPP/PFI への取組みと案件形成の推進」

③ BOO 方式 (Build Own Operate または Build Operate Own)

民間事業者が公共施設等を設計・建設 (Build) し、そのまま施設を所有 (Own) し、維持管理・運営等 (Operate) を行い、事業終了時点で民間事業者が施設等を解体・撤去、または事業終了後も民間事業者が施設を所有 (Own) し続けるなど、地方公共団体への施設の所有権移転がない事業方式のことです。

維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができる PFI 事業等で採用されており、損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられます。

業務範囲に設計・建設、維持管理・運営等を含め、対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的です。

④ BT 方式 (Build Transfer)

民間事業者が公共施設等を設計・建設 (Build) し、地方公共団体に施設の所有権を移転 (Transfer) する事業方式のことです。

公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託する PFI 事業等において採用されています。

業務範囲に設計・建設を含め、対価は施設の引渡しまでに支払うことが一般的です。

⑤ RO 方式 (Rehabilitate Operate)

既存の公共施設等の所有権を地方公共団体が有したまま、民間事業者が施設を改修 (Rehabilitate) し、改修後に維持管理・運営等 (Operate) を行う事業方式のことです。

改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託する PFI 事業等において採用されています。

業務範囲に設計・建設、維持管理・運営等を含め、対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的です。

⑥ O 方式 (Operate)

民間事業者が既存の公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する事業方式のことです。

○公共施設等の整備等に係る事業方式の比較

区分	従来方式 (個別発注方式)		PFI方式		リース方式
	BTO方式	BOT方式	BOO方式		
概要	<ul style="list-style-type: none"> 設計、工事施工、維持管理を個別に仕様発注する。 資金調達には地方公共団体が行う。 		<ul style="list-style-type: none"> PFI事業契約に基づき、設計、施工、維持管理を包括して民間事業者が性能発注する。 資金調達は民間事業者が行い、整備費については地方公共団体から民間事業者へ事業期間中に分割して支払われる方法が一般的。 		<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が設計、工事施工し、施設を所有したまま維持管理を行う。 資金調達は民間事業者が行い、地方公共団体は、事業期間にわたってリース料を分割で支払う。
発注区分	設計	分離発注	包括発注 (指定管理)	包括発注 (指定管理)	包括発注する業務範囲は任意 (指定管理)
	工事施工 維持管理	分離発注	包括発注 (指定管理)	包括発注 (指定管理)	
		分離発注			
	運営	※施設の運営業務に施設利用料金の直接収受や施設の使用許可を含める場合は、指定管理者としての指定が必要。			
発注形態	仕様発注		性能発注		仕様発注または性能発注
資金調達	地方公共団体		民間事業者	民間事業者	民間事業者
施設の 所有権	運営期間中	地方公共団体	民間事業者	民間事業者	民間事業者
	事業終了後	地方公共団体	地方公共団体	民間事業者	地方公共団体
事業の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 設計、工事施工、維持管理を分離して発注。 		<ul style="list-style-type: none"> 設計、工事施工、維持管理を一括発注するため、従来方式に比べ、施工や維持管理の効率化、質の向上を見据えた設計が可能。 		
発注者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 契約単位での個別調整が必要であり、調整負担が大きい。 		<ul style="list-style-type: none"> 設計、工事施工、維持管理期間を通じ、受注者の窓口が一本化され、発注者の負担が軽減される。 		
サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> 設計、工事施工、維持管理を分離して発注。 		<ul style="list-style-type: none"> 設計、工事施工、維持管理を一括発注するため、質の向上を見据えた設計が期待される。 設計、工事施工、維持管理期間を通じて同一企業等に性能保証を求めることが可能。 		
事業スケジューリング	<ul style="list-style-type: none"> PFI方式に比べ、短い期間での発注手続が可能（ただし、分離発注のため業務毎に発注手続が必要）。 		<ul style="list-style-type: none"> 設計、工事施工を一括発注することにより、設計、工事施工に要する期間が短縮されることが期待される。 		<ul style="list-style-type: none"> PFI方式に比べ、短い期間での発注手続が可能。 設計、工事施工を一括発注することにより、設計、工事施工に要する期間が短縮されることが期待される。
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> 補助金が活用できる。 		<ul style="list-style-type: none"> 従来方式に比べ、事業期間にわたり、財政支出の平準化が可能。 補助金が活用できる。 		<ul style="list-style-type: none"> 従来方式に比べ、事業期間にわたり、財政支出の平準化が可能。 補助金が活用できない。

(出典) 内閣府「PPP/PPF導入可能性調査簡易化マニュアル」から作成

(6) Park-PFI 制度 (公募設置管理制度)

Park-PFI 制度とは、都市公園法の規定に基づくもので、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のことです。

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法とされています。

「公募対象公園施設」とは、都市公園法の規定による飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもののことで、カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場などの例があります。

「特定公園施設」とは、都市公園法の規定による園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもので、民間事業者が公募時に提出した認定公募設置等計画に従い整備する施設のことです。

○Park-PFI 事業のイメージ



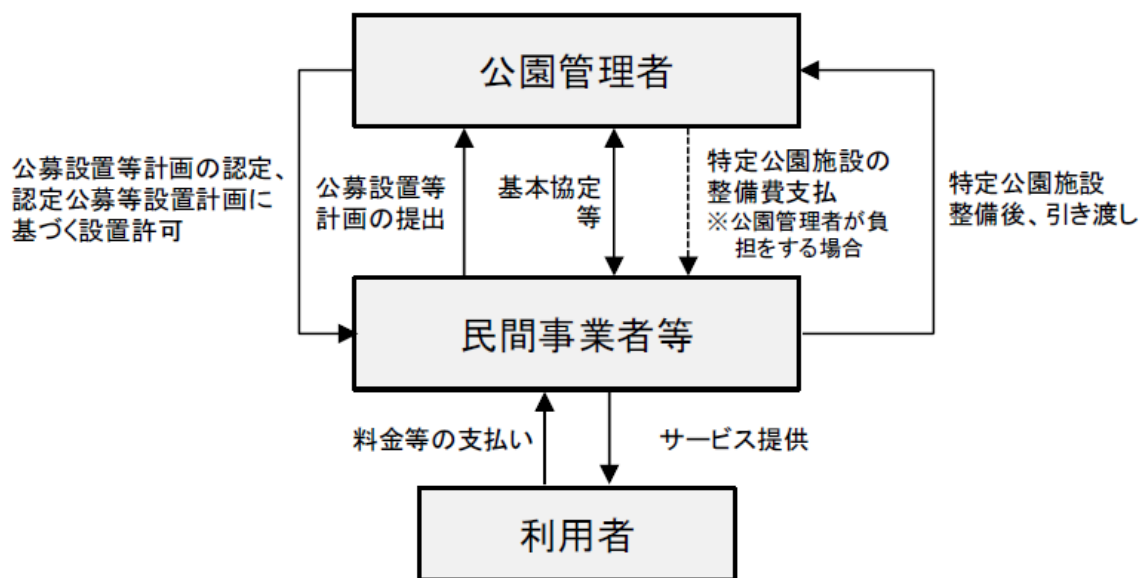
(出典) 国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

民間事業者は、公園管理者が各種募集条件等を定めた公募設置等指針に基づき、公募設置等計画を提出し、選定された後、計画に係る認定を受けます。その後、認定された計画に基づき、施設の管理運営を含めた事業全体に係る条件等を規定した協定を締結します。

民間事業者は、公募設置等計画や基本協定等に基づき、公募対象公園施設と特定公園施設を一体で整備します。公園管理者は、公募設置等指針において特定公園施設の整備費を負担するとした場合は、公募設置等計画において民間事業者から提案された負担額を、特定公園施設の引渡しを受ける対価として民間事業者に支払います。

民間事業者は、施設利用者に対してサービスを提供し、当該サービスの対価を得ます。

○Park-PFI 事業のスキーム



(出典) 国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

○Park-PFI 制度の特例措置

Park-PFI 制度では、民間事業者に対し、飲食店、売店等の公募対象公園施設から生ずる収益の見込み等に基づいて園路、広場等の特定公園施設の整備を求めるといった特徴を有することから、民間事業者が公募対象公園施設を都市公園に設置し、運営しやすくするため次のような法の特例措置が設けられています。

① 設置管理許可期間の特例（10年→最長20年）

都市公園法に基づく設置管理許可期間は最長10年ですが、長期的な事業運営を担保することで、事業者による優良な投資を積極的に誘導するため、認定された公募設置等計画の有効期間を最長20年とし、計画の有効期間中に設置管理許可の申請があった場合は許可を与えなければならないこととして、実質的に設置管理許可の更新を保証しています。

② 建ぺい率の特例（2%→12%）

都市公園が都市の貴重なオープンスペースであることに鑑み、都市公園法に基づく公園施設の建ぺい率は原則2%となっていますが、飲食店や売店等の公募対象公園施設や休養施設・運動施設・教養施設等を設置する場合、これら施設をあわせて10%を限度として条例で定める範囲内で建ぺい率を上乗せすることが可能となります。

③ 占用物件の特例（利便増進施設の設置）

都市公園を占用できる物件は、都市公園法及び同法施行例で限定列挙されていますが、認定公募設置等計画に基づき設置する自転車駐車場や、地域における催し物に関する情報を提供するために設置する看板、広告塔は「利便増進施設」として占用許可の対象となります。

(7) 地域団体等との協働

地域団体等との協働とは、地域ボランティアや地域団体(自治会、こども会等)、NPOなどの地域団体等と協働することで、地域における様々な主体がそれぞれの立場で公共を担い、地域にふさわしい多様な公共サービスを適切な受益と負担のもとに提供する新たな公共空間を形成することです。

地域団体等との協働にあたっては、行政と地域団体等との対等な関係の維持、地域団体等の自主性・自律性(自立性)の尊重、公平性・透明性の確保などに配慮しつつ、お互いが目的を共有し協働することが前提条件となります。

地域団体等の状況、地域協働によって提供しようとする公共サービスなどの内容に応じて、費用対効果の観点を踏まえた委託契約で行うのか、共催で実施すべきか、自主事業に対して育成の観点から補助するのか、目的を明確にしたうえで手法を適切に使い分けるための枠組みを整備することが必要となります。

(8) 民営化

民営化とは、対象となる事業や施設を民間事業者に移管、譲渡、売却するなどして廃止し、新たに民間事業者が当該事業のサービス提供や施設の運営を行っていくものです。公立保育所の社会福祉法人(私立保育園)への移管などの例があります。

2. 民間委託が可能な窓口業務の範囲等

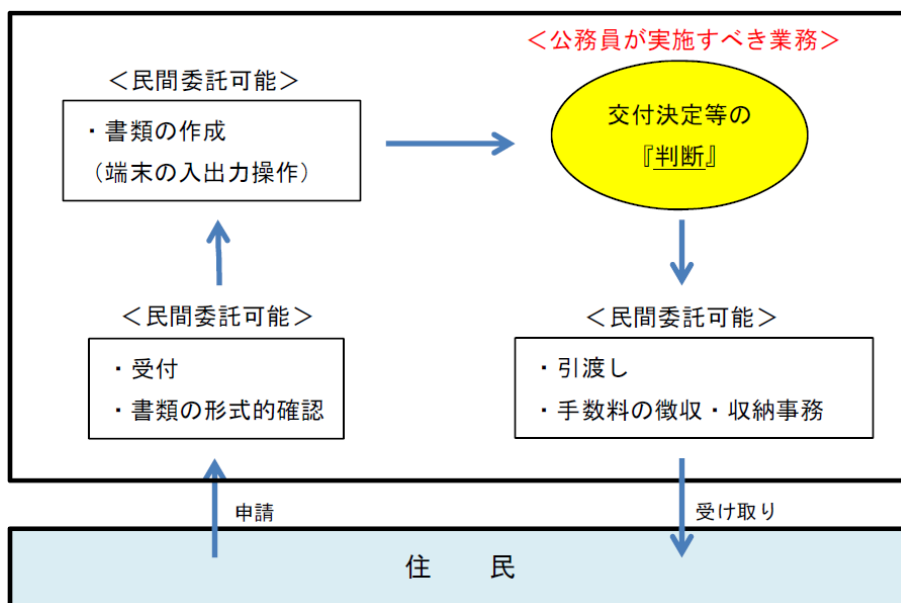
窓口業務については、市町村の適切な管理のもと民間委託が可能な窓口業務の範囲等が、次ページ掲載の関係省庁のガイドラインや通知等により示されています。

「市町村の適切な管理」とは、受託事業者が業務を実施する事務所内に職員が常駐し、不測の事態等に際しては、職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすることなどが考えられます。

なお、窓口業務の実施にあたっては、各種個人情報を取り扱うこととなるため、委託業務の内容に応じた情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定や、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に対する特段の配慮も必要になります。

「民間委託が可能な窓口業務」とは、受付、引渡し、端末操作、交付決定等の判断材料の収集など、事実上の行為または補助的な業務のことです。

○窓口業務を民間委託する場合の業務フローの例



(出典) 内閣府「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」

○窓口業務に関するガイドライン等

事業分野【担当省庁】 / ガイドライン等名称
<p>窓口業務全般【総務省】</p> <p>「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」 「別添 1 窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務範囲（通知集）」 「別添 2 労働省告示及び適正な請負・業務委託に係る参考資料」 ※委託に際して留意すべき事項等をまとめたもの。 「市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書」 ※地方公共団体が入札公告等を行う際、民間事業者に示す仕様書の標準例。 「市区町村の窓口業務に関する手順書」 ※民間事業者が実際に窓口業務を行う際に使用する業務の手順書の標準例。</p>

（出典）総務省ホームページ「民間委託における各業務別資料（地方公共団体の窓口業務）」から作成

○民間委託が可能な各種窓口業務の範囲等に関する通知等

事業分野【担当省庁】 / 通知等名称
<p>窓口 27 業務（市町村の出張所・連絡所等）【総務省】</p> <p>「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」 令和元年 6 月 24 日 一部改定 ※参考として 34 ページ以降に当通知の内容を掲載しています。 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）」 平成 27 年 1 月 30 日 閣議決定</p>
<p>住民基本台帳関係【総務省】</p> <p>「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して事業者に委託することができる業務の範囲について」平成 20 年 3 月 31 日 総行市第 75 号他 「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」平成 20 年 9 月 9 日 事務連絡</p>
<p>住民票の写し等の請求【総務省】</p> <p>「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う公共サービス実施民間事業者での住民票の写し等の請求に係る本人確認の方法について」 平成 20 年 4 月 25 日 総行自第 52 号</p>
<p>戸籍関係【法務省】</p> <p>「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」 平成 25 年 3 月 28 日 法務省民一第 317 号 「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について（戸籍事務の民間委託に関する Q&A）」平成 27 年 3 月 31 日 事務連絡</p>

旅券関係【内閣府及び外務省】
「公共サービス改革基本方針」の改定について」 平成 19 年 2 月 9 日 事務連絡
国民健康保健料関係【厚生労働省】
「公共サービス改革基本方針」の改定（国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項）について」 平成 19 年 3 月 28 日 老介発第 0328001 号他 「国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務の民間委託に関する留意事項について」平成 21 年 12 月 28 日 保国発 1228 第 1 号
介護保険関係【厚生労働省】
「公共サービス改革基本方針」の改定（介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務の民間委託に関する留意事項）について」 平成 20 年 3 月 28 日 老介発第 0328001 号
妊娠届及び母子健康手帳【厚生労働省】
「公共サービス改革基本方針」の改定（妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務関係）について」平成 20 年 3 月 31 日 雇児母発第 0331005 号
車庫証明【警察庁】
「公共サービス改革基本方針」の改定について」 平成 19 年 1 月 15 日 警察庁規発第 5 号

(出典) 総務省ホームページ「地方公共団体の各種窓口における民間委託可能な範囲等の通知」から作成

○民間委託が可能な窓口業務の範囲等

事項名【担当省庁】／ 窓口業務の範囲等
<p>地方税法に基づく納税証明書の交付【総務省】</p> <p>※以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと（庁舎内）において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。</p>
<p>住民異動届【総務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民異動届の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 住民票の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 転出証明書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 転出証明書の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>
<p>住民票の写し等の交付【総務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 住民票の写し等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 住民票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>

<p>除票の写し等の交付【総務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除票の写し等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（自己以外の者）からの請求の受付も含む。 2 除票の写し等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・除票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 除票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>
<p>戸籍の附票の写しの交付【総務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務
<p>戸籍の附票の除票の写しの交付【総務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の附票の除票の写しの交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の除票の写しの作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票の除票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の除票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務
<p>戸籍の届出【法務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の各届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の確認、届書の記載事項及び添付書類の確認 2 戸籍の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ただし、1の届出人の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第53条の2において準用する第11条の2第3号に規定する本人確認（問を発してする本人確認）につ</p>

	<p>いては、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p> <p>また、2の戸籍の記載業務(端末操作を含む。)のうちの移記事項の記載については、移記を要するか否かにつき、法令・通達等に照らして明白ではなく、高度な判断を要する場合には、市町村職員においてその判断をして、記載する必要があるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p>
	<p>戸籍謄抄本等の交付【法務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項及び添付書類の確認 ・第三者(本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者)からの請求の受付も含む。 2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍謄抄本等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ただし、1の請求者の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第11条の2第3号に規定する本人確認(問を発してする本人確認)は、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p>
	<p>中長期在留者に係る住居地の届出【法務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住居地の届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認 ・代理人からの届出の受付も含む。 2 在留カードへの住居地の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カードへの記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 在留カードの返還に関する業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知及び出入国管理及び難民認定法施行令第2条に規定する伝達に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。</p>
	<p>特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付【法務省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請・届出の受付に関する業務(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第4条第4項に規定する審査を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・申請者・届出人の確認、申請書・届出書の記載事項及び添付書類の確認 ・代理人及び取次者(ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則第17条第2項第1号に該当する場合に限

	<p>る。)からの申請・届出の受付も含む。</p> <p>2 特別永住者証明書への住居地及び交付年月日の記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者証明書への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 特別永住許可書及び特別永住者証明書の交付（特別永住者証明書については再交付を含む。）、特別永住者証明書の返還及び失効した特別永住者証明書の返納に関する業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助業務</p> <p>※ただし、出入国管理及び難民認定法第 61 条の 8 の 2 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第 2 条に規定する通知並びに同施行令第 3 条に規定する伝達に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。</p>
<p>埋葬・火葬許可【厚生労働省】</p>	
	<p>1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 <p>2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 埋葬・火葬許可証の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助業務</p>
<p>道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行許可【国土交通省】</p>	
	<p>1 臨時運行許可申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 <p>2 臨時運行許可証の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行許可番号標の貸与業務</p> <p>4 臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標の返納の受付業務</p> <p>5 臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標の返納がない場合における督促に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話等による催告業務 <p>6 その他、事実上の行為又は補助業務</p>
<p>国民年金関係（老齢福祉年金等、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金も含む。）の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付【厚生労働省】</p>	
	<p>1 届出書・申出書・申請書・請求書（以下「届出書等」という。）の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者等の確認、届出書等の記載事項、添付書類の確認

	<p>2 受付処理簿に記載する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 届出書等の報告・送付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書等の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付 <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>
<p>転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知（教育委員会から市町村に事務委任されている場合）【文部科学省】</p>	
	<p>1 学齢簿への記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ただし、学校教育法施行令第6条第1項において準用する第5条第1項に規定する入学すべき小・中学校等の保護者への通知に係る文書の引き渡し業務については、事前に教育委員会と保護者との間で調整がなされ、就学すべき学校の指定の変更の申立等が行われないことが明らかな場合に限る。</p>
<p>(注) 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。【総務省】</p>	
<p>飼い犬の登録【厚生労働省】</p>	
	<p>1 飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項の確認 <p>2 原簿への記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 犬鑑札の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>
<p>狂犬病予防注射済票の交付【厚生労働省】</p>	
	<p>1 狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防注射済証等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。） <p>2 狂犬病予防注射済票の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>

<p>身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付（市町村の経由事務）【厚生労働省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 身体障害者手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）【厚生労働省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>
<p>療育手帳の交付（市町村の経由事務）【厚生労働省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 療育手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>
<p>国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付【厚生労働省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務

後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付【厚生労働省】

- 1 各種届出書・申請書の受付
 - ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認
- 2 被保険者台帳等への記載に関する業務
 - ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。
- 3 被保険者証等の作成に関する業務
 - ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。
- 4 被保険者証等の引渡し業務
- 5 その他、事実上の行為又は補助的業務

介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付【厚生労働省】

- 1 各種届出書・申請書の受付
 - ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認
- 2 被保険者台帳等への記載に関する業務
 - ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末への入出力の操作を含む。
- 3 被保険者証等の作成に関する業務
 - ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。
- 4 被保険者証等の引渡し業務
- 5 その他、事実上の行為又は補助的業務

妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付【厚生労働省】

- 1 妊娠届の受付に関する業務
 - ・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認
 - 2 母子健康手帳の引渡し業務
 - 3 その他、事実上の行為又は補助的業務
- ※母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。

児童手当の各種請求書・届出書の受付【内閣府】

- 1 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務
 - ・請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認
- 2 受給者台帳等への記載に関する業務
 - ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。
- 3 通知書等の作成に関する業務

・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。

4 通知書等の送付に関する業務

5 その他、事実上の行為又は補助的業務

(出典) 総務省「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」から作成

3. 地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定について

地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定とは、歳出の効率化を推進する観点から、多くの地方団体で民間委託等の業務改革を実施している業務の経費水準を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させる仕組みのことです。

制度創設時の平成 28 年度から令和元年度までは「トップランナー方式」と呼ばれていました。

令和 3 年度末時点の地方交付税の算定における反映状況は、次のとおりです。

○地方交付税の算定における業務改革の取組等の成果の反映状況（市町村分）

導入年度	対象業務	業務改革の取組内容
平成 28 年度	学校用務員事務（小学校・中学校・高等学校）	民間委託等
	道路維持補修・清掃等	
	本庁舎清掃	
	本庁舎夜間警備	
	案内・受付	
	電話交換	
	公用車運転	
	一般ごみ収集	指定管理者制度の導入、民間委託等
	学校給食（調理）	
	学校給食（運搬）	
	体育館管理	
	競技場管理	庶務業務の集約化
	プール管理	
公園管理	情報システムのクラウド化	
庶務業務の集約化 （人事、給与、旅費、福利厚生等）		
情報システムの運用 （住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等）		
平成 29 年度	公立大学運営	地方独立行政法人化
今後導入を検討	窓口業務 （戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等）	総合窓口、アウトソーシングの活用

（出典）総務省「業務改革の取組等の成果の反映状況について」「トップランナー方式の導入について」から作成

